

労働力商品の基幹的矛盾と福祉国家確立の必然性： 賃金の労働力の価値による規定とその帰結

今 井 拓

目 次

1. 問題の所在
2. 社会ファンドは労働力の価値に入り込むか
3. 労働者階級内の3つのカテゴリーと労働力の価値
4. 結論：資本制社会における労働力商品の基幹的矛盾とその解決

1. 問題の所在

本稿は、賃金の労働力の価値による規定について理論的に検討することで、労働力商品の基幹的矛盾を析出し、この基幹的矛盾への対応として福祉国家の確立が要請される事情を明らかにすることを企図している。しかし、この企図を全面的に遂行することは困難なので、私が最も重要と考える論点に絞って検討を行い、そこからテーマに接近していくことにしたい。その論点とは、第1に、労働力の価値は何に規定されるのかという問いであり、第2に、労働力の価値の規定を受けるのは、労働力商品のどのカテゴリーなのか、という問いである。

第1の論点に関連するものとしては、これまで、賃金と労働力の価値との関係をどのように考えるか、という論争が行われてきた。この論争において、従来の賃金理論は、大きくふたつの考え方をとってきた。第1に、労働力の価値は、現在の生産力の水準に規定された社会の発展段階に照応した標準的な市民生活の在り方を支えるモノやサービスの価値に規定されるが、資本制経済の発展による労働市場の諸条件の変化から、賃金は常に、労働力の価値以下に低下する必然性がある、という説である（江口 1993、黒川 1976、岸本 1962、下山 1966）。第2は、労働力の価値は、労働者階級の現在受け取っている賃金を前提にして形成される標準的な市民生活の在り方を支えるモノやサービスの価値に規定されるのであり、賃金から離れて労働力の価値があるわけではない、という説である（荒又 1972、金子 1968）。

この対立について簡単にコメントすれば、賃金が労働力の価値以下であるといわれるとき、労働力の価値とは、標準4人世帯の生活費を支える水準であり、それをひとりの労働者の賃金が支えるべきだ、という暗黙の了解があったと思われる。そこから、賃金が労働力の価値以下であることは、共働き世帯の増加の事実により、証明されている、との主張も行われることになった。しかし、この主張は、共働き世帯の多くが、1人稼働の4人世帯の標準生計費を上回る収入を得る事態について理論的に説明を行うべきだし、さらに、共働き世帯が標準世帯となれば、その下では、新たな労働力の価値基準が

確立され、共働き世帯の標準的な家計収入に基づく生計費により労働力価値が規定されれば、賃金と労働力の価値が一致することになるだろう。

さらに、第1の学説は、第2の学説からの批判も受けて、賃金が労働力の価値以下となる根拠として、標準的な市民生活の在り方を支える国家の諸制度の発展を指摘することとなった、それらが一般財源や利潤からの拠出を含んでいることから、賃金のみでは労働力の再生産は困難であることを証明していると考えられたのである。そして、第2の学説も、社会保障等の財源（社会ファンド）が賃金からの拠出を含むかがり、その部分が労働力の価値を規定することを当然のことと考えてきた。

現状では、価値以下説を改めて展開しようとする研究者はいないように思われるが、社会ファンド部分が労働力の価値に入り込むかどうか、という論点、言い換えれば、労働能力を失った者の生活を維持するモノやサービスの価値は、労働力の価値に入り込むのか、という事柄については、論者の間に対立がある。そして、この問いは、労働力商品の特徴や資本制社会の本質をどうとらえるか、に係る重要な論点であり、本稿のテーマに密接に関わるので本論で検討したい（第2章）。

次に、第2の論点を分かりやすく言い換えると、労働力の価値を規定するのは、誰の生活を維持する為に必要なモノやサービスの労働量なのか、ということになる。資本制社会における労働者階級は、生産的労働者、不生産的労働者、及び資本機能を担っている基幹的労働者の3つに分かれるが、そのことが、労働力の価値の規定に持つ意味は何か、ということである。

2. 社会ファンドは労働力の価値に入り込むか

いわゆる社会賃金が労働力の価値に入り込むかどうか、については、これまで幾人かの論者が言及している。例えば、小川和憲氏は、価値以下説をめぐる岸本氏と金子氏の論争に関わって、次のように述べている（小川 1978:26-27）。

岸本氏の見解では、労働力の価値には災害、疾病、失業、老齢による労働不能の場合の生活費も含まれるのであるが、この見解には、徳永重良氏が批判をされている。それによれば、労働者がこうした事故におちいった場合、「生活水準の切り下げを余儀なくされ、時には疾病、死亡、被救恤民への転落」を余儀なくされ、「労働者としての地位から引退することを強制させられる」ので、労働不能ないしは中断のさいの生存費を労働力の価値に含めるのは不適當であるというのである。・・・徳永氏の指摘が正しいであろう。例えば、高齢者問題について考えると、労働者が老後の生活を維持できるためには、社会保障などを考慮の外におく（産業資本主義段階）と、自己の貯蓄によるか、あるいは家族による私的扶養に依存しなければならない。産業資本主義段階では労働者が自己の貯蓄によって老後の生活を維持することが可能であったとは考えられない。・・・産業資本主義段階では老後の生活費が労働力の価値に含まれていたとは考えられないのである。・・・老後の生活費が労働力の価値に組み込まれる唯一の条件は、労働者階級の闘争によって、老後の生活が権利として、その保護が社会的義務として確立した場合のみである。

その上で、独占段階以降において、労働力の価値が上昇を続けることを主張して次のように言われている (27)。

さらに老後の生活費など、従来労働力の価値に入っていなかったものが社会的権利として確立されてくるにしたいが、労働力の価値に入り込むようになる。これらの要因は相互に関連しており、例えば共稼ぎによって保育所などの社会施設が必要となり、世帯人員の縮小は老人問題や障害者、母子家庭などの問題を顕在化させ、それがまた各種の社会施設の増大を必要とさせるといったごとくである。要するに、労働力の価値が累積的に上昇する結果、賃金とのかい離が極めて大きくなったために自助原則の崩壊といわれる現象が広範に進行するのである。・・・労働力の価値の上昇が大きい場合には、・・・私的な対応では生活必需品の入手が部分的に不可能な状態が生じる。ここに社会保険、社会保障が発生する根拠がある（ブルジョア自助原則の崩壊の萌芽形態＝労働力の価値の変質過程のはじまり）。

ここで小川氏は、産業資本段階では、老後の生活費などは、労働力の価値に入り込まなかったが、独占段階以降になると、老後の生活が、社会的権利として確立されると、労働力の価値に入り込むようになること、また、それにより労働力の価値が上昇するのだが、賃金の上昇が追い付かないため、生活に支障をきたした労働者を救済するため、社会保険、社会保障の制度が構築される、ということを主張されている。

しかし、この論理は一見して不合理と分かる。老後の市民生活の保障が社会的権利として確立するに伴い老後の生活費などが労働力の価値に入り込むようになったとすれば、標準的労働者はおのれの賃金収入のみによって老後の生活をカバーできるようになっていなければならない。しかし、事態は全く逆と考えられる。資本制社会における労働者は、おのれの労働力商品として機能が、市場で評価され、購買され続ける限りにおいて、自己を再生産していくことができる、という社会的条件の下で、市場に現われるのであって、したがって、労働市場において形成される標準的な賃金水準では、老後の生活どころか、怪我や疾病によって生じる可能性のある中期的な無収入状態に備えることも極めて困難なものにならざるを得ない。この場合、なぜ労働者の生活が困難になるかと言えば、賃金は、資本家にとっては（生産的労働者に支払う場合には）可変資本として、労働力を機能させるとともに、労働力の機能を再生産する役割を担っているのであるが、労働者にとっても、さしあたり、そのような条件が満たされれば、雇用契約を結ぶ意味が大いにあるからである。そして、このような条件において、雇用契約を締結することを余儀なくされているものが資本制社会における本来の労働者なのである。

もちろん、労働市場の客観的状況や労働市場における買い手の主観的評価により、実際の賃金は労働力の価値をあるいは上回り、あるいは下回るであろうが、労働者階級全体について市民生活の標準的な在り方を想定できる場合には、雇用が継続する限り、この市民生活の標準的な在り方を継続できる水準で賃金水準も規定されると考えられるのである。このような労働力価値の規定は、労働力商品の概念に合致した、合理的なもの、必然性を持ったものと言うことができる。

つまり、資本制社会における労働力商品という存在のそれ自体の矛盾を、以下のように言うことができるであろう。すなわち、生産手段と生活手段から切り離されて、生きていくためには、おのれの労働能力を市場で販売するしかない状況にあることが、市民が労働力を商品化する前提条件であり、労働力商品はそのような条件の下で市場に現われる。ところが、労働力商品の実体は生身の人であるのだから、怪我や病気、高齢などにより、労働能力を失う可能性を常に抱えており、いつかは必ず、労働能力を失うことになる。したがって、賃金が労働力の価値に規定されていることそれ自体が、労働者を結局は貧困化させ、市民生活から脱落させてしまうのである、と。

したがって、市民が、労働力商品を販売し、その対価を得て生きていく、という生活様式を選択していくためには、そのように生きることを市民社会に誓約することと引き換えに、労働能力を失った場合にも、市民生活を継続する為の保障を市民社会から得る必要がある、ということになる。これが、市民社会における市民の社会契約であり、日本国憲法においても、市民は勤労の権利と義務を有すること、及び健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有することが規定されているのである（第25条、第27条）。

さて、以上のことから、労働力商品の価値は、労働力たる労働者の再生産費であるのだから、老後の生活等労働力として機能していない期間の生活費を含むものではなく、したがって、社会ファンドは、労働力の価値に入り込むものではない、ということになる。そうであるなら、ここから、論理必然的にふたつの結論が導きかれることになる。第1に、当然に、社会ファンドは剰余価値から確保されなければならない、ということであり、そして、第2に、社会ファンドが賃金から拠出されることが可能なのは、賃金に剰余価値が分配されている場合であり、そうでなければ、賃金からの社会ファンドの拠出は、労働者の手取り賃金を労働力の価値以下に切り下げることになり、通常の市民生活の継続を困難にするであろう、ということである。

3. 労働者の3つのカテゴリーと労働力の価値

労働者の3つのカテゴリーについての価値論的整理自体が、従来の研究では軽視されてきた。例えば、マルクス経済学の方法により、労働者の3つのカテゴリーのうち、資本機能を担っている基幹的労働者について、価値論的分析を行っている論者として、丹波（1990）を挙げることができる。丹波は、次のように述べている。

新中間階級とは、「集会的労働者」の機能を果たすだけでなく、資本家の経済的所有の下で、「資本の全体的機能」——管理・統制やより「合理的」な生産技法の開発等による生産性増加の強制を介しての、労働者階級からの剰余価値の抽出——を果たす対価として資本家が第一次的に取得していた剰余価値の一部を受け取り、その結果「剰余価値」を生産していない（あるいは「剰余価値」を抽出されていない）給与所得者の階級である。（丹波 1990：164）

つまり、資本機能を担っている基幹的労働者について、剰余価値を生産せず、資本家が取得した

剰余価値の分配を受けている労働者と規定し、この労働者を新中間階級としている。しかし、他のふたつのカテゴリー、生産的労働者と不生産的労働者を含む労働者階級の3つのカテゴリー全体の関係について分析することはしていない。また、資本機能を担っている基幹的労働者を労働者階級から除外し、新中間階級としている点も疑問が残る。この基幹的労働者は、もっとも上層の経営陣と区別があいまいなグループを除けば、資本機能を担い剰余価値の分配を受けているにしても、おのれの労働力を資本家に販売することによって生活の資を得ることでしか生きていくことができない無産者であることは、生産的労働者や他の不生産的労働者とも共通であり、その限りで、労働者階級の一員であることは疑いない。そして、剰余価値の分配を受けるという点でも、他の不生産的労働者と共通である。他の不生産的労働者と区別されるのは、資本機能を担うということに加えて、単に剰余価値の分配を受けているのではなく、労働力の価値を上回る賃金を得ている、ということだろう。

さて、問題は、この資本機能を担い、かつ労働力の価値を上回る賃金を得ている基幹的労働者の階級的立ち位置をどのように評価すべきか、ということになる。第1に、前項の検討で述べたように、労働力の価値を上回る賃金を得ている、というだけでは、この労働者グループが、労働者階級内で特異な位置に立つことにはならない。そもそも、労働力の価値とおりの賃金では、生涯を通じて市民生活を継続することができないのであるから、社会保障制度による支援が不十分な現状では、労働力の価値を上回る賃金を受け取るのは、労働者の当然の権利である、という主張がなり立つからである。

今、江口（1993）による労働力の価値の概算に依拠して、小倉（2013）の正社員の平均給与水準を評価してみよう。江口は、『国民生活基礎調査』の規模30人以下の企業に就業する現業の常用労働者世帯（1人稼働4人世帯）のデータからマーケットバスケット方式により、4人世帯の最低標準生活費を算出している（286）。それによると1か月あたりの最低標準生活費は、約57万円（持ち家世帯）から約61万円（借家世帯）、年間で687万円～736万円となっている。なお、この「生活費」には、預貯金（約6万円から7万円）、非消費支出（社会保険料等；約5万円～7万円）を含んでいる。労働力の価値からは、この非消費支出を差し引くべきなので、最低標準生活費中の消費支出（約44万円～49万円）が労働力の価値ということになる。年間支出で、約520万円から590万円である。一方、小倉（2013）により、2011年の正社員の年間給与総額を見ると、現状の社会保険制度を活用して生涯にわたり、4人世帯の標準的な市民生活の継続が可能となる年間収入約700万円の水準に単独で到達しているのは、大卒・院卒男子の1000人以上の企業の正社員だけということになる。

2011年の正社員の年間給与総額

単位・万円

		10～99	100～999	1000以上	計
大卒・院卒	男性	477.3	579.6	728.65	624.52
	女性	377.83	434.22	474.5	447.73
高卒	男性	369.75	425.6	549.8	438.93
	女性	256.99	286.74	336.56	284.33

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本調査」

出所：小倉（2013：182-208）より筆者作成

なお、2014年の役員を除く雇用者数は、5586万人、そのうち正規雇用者数は3278万人（男性2259万人、女性1019万人）、非正規雇用者数は1962万人、そのうち1000人以上の企業の正規職員は725万人（男性558万人女性168万人）、また、正規雇用者のうち、高卒者は女性で717万人、男性で1322万人、大卒者は、女性で278万人、男性で889万人となっている（総務省「労働力調査」）。

つまり、労働者階級の中で、専業主婦を抱える4人以上の家族形態を選択できるのは、全雇用者の1割に過ぎない558万人の1000人以上の企業の男性正規雇用労働者のさらにその中の大卒者だけであり、これ以外の労働者グループは、共稼ぎによって、市民生活を維持しなければならないのである。したがって、専業主婦を抱える4人以上の家族形態で生涯にわたる市民生活の継続が可能となる賃金を得ているのは、全体の1割に満たないということになる。専業主婦による支援を要する働き方を余儀なくされ、実際に専業主婦を抱えている男性正規雇用労働者のかなりの部分は、労働力の価値上回る報酬を得ていることは明らかだが、そのライフスタイルを生涯にわたって支えていくには不十分な収入しか得ていない、ということになるだろう。また、女性に関しては、正規雇用労働者であったとしても、7割を占める高卒者の場合には、労働力の価値にみあった賃金しか得られておらず、3割に満たない大卒者の場合にやっと、生涯にわたる市民生活の継続が可能となる賃金を得ることができるのである。

さて、もうひとつ、労働者階級内の3つのカテゴリーを区別しながら、我が国の階級構造をとらえようとした研究に、橋本（1999）がある。橋本は、正規雇用労働者のうち、男性については、不生産的労働者をすべて新中間階級に、生産的労働者については男女を問わずすべて労働者階級に分類し、さらに、女性については、不生産的労働者のうち、資本機能を担ったり、専門的知識を持つものを新中間階級に分類し、その構成を算出している。それによると、1990年のデータで、資本家階級が、541万人（8.81%）、新中間階級が1174万人（19.12%、男女比率は78：22）、労働者階級が3343万人（54.42%、同上55：45）、旧中間階級が1084万人（17.65%）である（橋本1990：109）。男性においては、労働者階級が49.53%、新中間階級が24.55%、女性においては、労働者階級が61.91%、新中間階級が10.8%を占めるとされている。この推計から、ざっくりと不生産的労働者のうち、主に資本機能を担っている基幹的労働者が、雇用労働者の3分の1を占め、労働者の他のふたつのカテゴリーに属する生産的労働者と一般の不生産的労働者が残りの3分の2を占めている、と考えられ

る。

この橋本氏による推計と小倉氏のデータを総合すれば、次のような状況を描くことが可能になる。我が国の労働者階級は、主に資本機能を担う基幹的労働者が3分の1に対して、それ以外の労働者3分の2の大きくふたつに分裂している。そして、後者は、基本的には労働力の価値に規定される賃金を受け取っており、したがって、労働能力を失った場合には直ちに貧困に転落してしまう状態に置かれている。前者は、労働力の価値を上回り、生涯に渡って市民生活を維持することが可能な賃金を得ている。その結果、専業主婦による支援を受けるライフスタイルの構築も可能となっている。しかし、この場合にも、この基幹的労働者の3分の1、全雇用者の1割に満たない労働者グループである1000人以上の大企業に雇用される大卒男性正規雇用労働者のみが、専業主婦による全面的支援を受けるライフスタイルを生涯に渡って維持することが可能な、特権的な賃金を得ている、ということになる。

この事態を価値論的に捉えなおすところなるだろう。雇用労働者の半ばを上まわる生産的労働者は、労働力の価値に規定される賃金か、あるいは、それを上回る市民生活の継続が可能な賃金を受け取り、資本家に剰余価値を与えている。確保された剰余価値の少なくない部分は、不生産的労働者および資本機能をなす基幹労働者の賃金報酬となるが、不生産的労働者も、通常は、労働力の価値に規定される賃金か、市民生活の継続が可能な賃金を受け取る。そして、資本機能を担う基幹的労働者の報酬には利潤が分配されることになる。この利潤の分配は、とりわけ生産的労働者の中に労働力の価値を下回る賃金しか得られないワーキングプアと言われる労働者を生み出しつつ確保されているのである。

4. 結論：資本制社会における労働力商品の基幹的矛盾とその解決

以上の本稿における考察から、いくつかの結論を導くことができる。その第1は、資本制社会において、剰余価値自体がいくつかのカテゴリーに分裂することである。この剰余価値の分割の様態は、労働者階級の状態を規定する基幹的事項と考えられることである。第2は、労働者の賃金水準は、労働力の価値という観点から分析するといくつかのカテゴリーに分けることができ、そこから、労働者階級のいくつかのカテゴリーのそれぞれが抱えている問題を理論的に把握することができる。そして、第1と第2の知見を総合すると、今日の資本制社会において労働者階級の抱え込んでいる基幹的問題を解決するひとつの方法を見出すことができる。

まず、第2章における検討により、社会ファンドは、労働力の価値に入り込まないということが一応明らかになった。だとすれば、それは、当然に、剰余価値から確保されることにならざるを得ない。そうなれば、資本制社会の剰余価値は、大まかに言えば3つ基幹的カテゴリーに分裂することになるだろう。第1に、不生産的労働者の労働力の価値に対応する部分（不生産的労働者の賃金）、第2に、労働能力を失った労働者・市民の生活と労働力の回復等を支える価値部分（社会ファンド）、第3に、利潤であり、利潤は、大きく資本家階級に取得される部分と資本機能を遂行する基幹的労働者に労働力の価値に追加して給付される部分に分かれるであろう。

次に、第3章における検討により、労働者階級は、賃金と労働力の価値の関係を基準にして、大

きく3つのカテゴリーに分裂することになる。第1に、労働力の価値により賃金水準が規定される労働者階級の下層グループであり、生産的労働者を中核としている。このグループは、非正規雇用労働者の全体と正規雇用労働者のうち高卒女性を含む。このグループは、労働能力を失った際に生活を維持することができない為に、家族（親ないしは配偶者）に依存せざるを得ず、通常の自立的な市民生活を送ることが困難な状態に置かれている。さらに、このグループは、この中に労働力の価値をも下回る賃金しか得られない者を含んでおり、この者たちは、稼働状態にありながらも、家族に全面的に依存しなければならない。

第2に、労働力の価値を上回り、生涯にわたる市民生活の継続が可能となる水準の賃金を得ているグループである。男性正規雇用労働者（生産的労働者を含む）と大卒女性正規雇用労働者である。このグループは、労働力の価値を上回り、通常の市民生活を生涯に渡り継続することが可能な賃金を得ている。しかしながら、彼ら基幹的労働者の労働は、専業主婦による全面的支援得て初めて遂行できるような過重さで遂行されており、そのようなライフスタイルを実現し、労働力のフル稼働を支えるには不十分なものとなっている。

第3に、資本機能を担い利潤の分配を受けている大企業の男性正規雇用労働者のグループである。このグループは、専業主婦による全面的な支援をうけるライフスタイルを生涯に渡って継続することが可能な特権的な賃金を得ている。このグループの労働者は、資本機能の遂行により、利潤の分配を受けていると言える。

以上の検討から、資本制社会の労働者階級の抱え込んでいる基幹的な問題をつぎのように概括することができる。

第1に、労働者の受け取る賃金が通常、労働力の価値による規定を受けることは、一方で、労働力の価値を下回る賃金しか受け取ることでできない労働者を生み出し、そのものを絶対的貧困ともいふべき状態に落ち込ませていく。他方で、労働力の価値どおりの賃金の支払いを受ける者は、労働能力の喪失とともに、市民社会から脱落、隔離され、絶対的貧困状態に落ち込む運命にあることになる。これが労働力商品の基幹的矛盾である。そこで、この基幹的矛盾の解決の為に、とりわけこれらの労働者が労働能力を失った後の市民生活の継続を保障するために、剰余価値の中から社会保障制度のための財源（社会ファンド）が確保されなければならないということになる。

第2に、資本制社会の発展は、主に資本機能を分担する基幹的労働者のグループを生じさせ、このグループの労働者は、労働力の価値を上回る賃金を安定的に得て、生涯にわたり通常の市民生活を継続できる条件を確保することになった。しかしながら、労働者階級全体にそのことが権利として保障されない状況では、生涯に渡り、通常の市民生活を継続できる、というのは、それ自体、労働者階級のうち主に資本機能を遂行する者にだけに特権が与えられている、ということであり、生産的労働者と不生産的労働者の犠牲により、資本家に取得された利潤が、資本家階級の利益の為に、この基幹的労働者に配分されている、ということにほかならない。なるほど、基幹的労働者の賃金水準は、専業主婦の支援を受けて資本機能を遂行するというライフスタイルを生涯に渡って継続するためには、足

りないその意味で不十分な、生計費以下と言ってもよい側面は確かにある。そして、基幹的労働者は、生涯に渡り、通常の市民生活を継続する、という当たり前の市民的要求を実現しようとしただけなのである。しかし、この「正当な」要求も、現状のまま、特権として維持しようとする限り、彼らは労働者階級全体の利害と敵対することにならざるを得ない。なぜならば、社会ファンドの拡充によって、市民の権利を確立する事を避けて、自分たちだけが利潤の分配を受けて通常の市民生活を継続する条件を確保しようとする戦略をとる限り、彼らは、剰余価値から社会ファンドを確保する行為に反対することになるであろうからである。しかし、彼らのこの選択は、労働者階級全体の力を弱め、職場においても、日本全体においても、資本家階級による支配を許すことにつながり、ひいては、自らの首を絞める状況に落ち込むしかないと言わざるを得ない行為なのである。この部分の叙述に関連して今井（2013）を参照。

したがって、第3に、問題の解決のためには、剰余価値の3つのカテゴリーである不生産的労働者の賃金、社会ファンド、利潤のうち、社会ファンドを拡充する必要がある。つまり、労働力商品の基幹的矛盾を解決するためには、社会ファンドを確保し、適切に機能させるという役割を持った制度である福祉国家を確立することが必要なのである。社会ファンドの拡充は、不生産的労働者の賃金のうち、労働力の価値を上回る部分の支払いの必要を低減させていくことになり、同時に、すべての企業が、労働力の価値以下の賃金しか受け取っていない労働者の処遇を改善し、賃金を労働力の価値の水準に近づけていくための条件をも作り出すことになる。社会ファンドの拡充は、最低賃金の大幅な引き上げにより、労働力の価値以下の賃金を禁止する政策の実施をも可能とするのであり、社会改革の基軸となる政策課題なのである。

最後に、本稿の考察において私は、労働力商品を資本の運動から切り離し、それ自体として分析する方法をとった。この方法にはおそらく異論が提出されるであろう。しかしながら、労働力商品それ自体が抱え込んでいるこの基幹的矛盾は、資本制社会が存続する限り、失われることは無く、その解決形態が常に求められるであろう。福祉国家の再編と言われる事態も、労働力商品のこの基幹的矛盾に照らして、分析されるべきと思われる。

参考文献

- 赤堀正成・岩佐卓也編著（2010）『新自由主義批判の再構築』法律文化社
 姉齒暁（2013）『豊かさという幻想：「消費社会」批判』桜井書店
 荒又重雄（1972）『価値法則と賃労働』恒星社厚生閣
 （1978）『賃労働論の展開』御茶ノ水書房
 今井 拓（2012）『「脱商品化」論による社会保障機能の理解をめぐる：『脱商品化』の概念・機能と田多英載氏の社会保障制度論』高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要『健康福祉研究』第9巻第1号

- (2013)「大学崩壊と再生:非常勤講師5年雇止め・早稲田問題から考える」『人間と教育』
No.80 旬報社
- 江口栄一監修 (1993)『現代の労働者階級:「過重労働」体制下の労働と生活』新日本出版社
- 小倉一哉 (2013)『「正社員」の研究』日本経済新聞社
- 小川和憲 (1978)「労働力価値変動の理論的分析」京都大学経済學會『経済論叢』第121巻第1・
2号
- 小越洋之助 (2006)『終身雇用と年功賃金の転換』ミネルヴァ書房
- 金子ハルオ (1968)「賃金の本質、一般的運動、形態」(『講座現代賃金論1 賃金の理論』青木書店)
(1998)『サービス論研究』創風社
- 岸本英太郎編著 (1962)『日本賃金論史』ミネルヴァ書房
- 木下武男 (1999)『日本人の賃金』平凡社
(2007)『格差社会にいどむユニオン』花伝社
- 黒川俊雄 (1976)『現代の賃金理論』労働旬報社
- 下山房雄 (1966)『日本賃金学説史』日本評論社
- ジュリエット・B. ショア (2011)『浪費するアメリカ人:なぜ要らないものまで欲しがるのか』岩波
書店
- 鈴木和雄 (1999)『労働力商品の解説』日本経済評論社
- 丹辺宜彦 (1990)「後期資本主義における中間階級:概念と構成比増加のモデル」『社会学評論』第
162号
- 徳永重良 (1976)『労働問題と社会政策論』有斐閣
- 中川スミ (1999)「経済学とジェンダー」(経済理論学会編『現代経済と金融危機』青木書店)
- 橋本健二 (1999)『現代日本の階級構造』東信堂
- マルクス (1997)『資本論』第1巻~第3巻 新日本出版社
- 森田成也 (1997)『資本主義と性差別』青木書店
(2008)『資本と剰余価値の理論:マルクス剰余価値論の再構成』作品社
- 吉田秀夫 (1968)「社会保障政策と賃金」(『講座現代賃金論3・国家独占資本主義と賃金政策』青
木書店)
- 渡辺雅男 (2004)『階級:社会認識の概念装置』彩流社
- Gosta Esping-Andersen, 1990, THE THREE WORLDS OF WELFARE CAPITALISM, Polity
Press
1999, SOCIAL FOUNDATIONS OF POSTINDUSTRIAL ECONOMIES, Oxford
University Press
- Deborah M. Figart, Ellen Mutari, and Marilyn Power, 2002, LIVING WAGES, EQUAL WAGES;
Gender and Labor market policies in the United States, Routledge
- Anthony Giddens, 1973, THE CLASS STRUCTURE OF THE ADVANCED SOCIETIES, Harper

Torchbooks

William Graebner, 1980, A HISTORY OF RETIREMENT, Yale University Press

John Myles, 1984, OLD AGE IN THE WELFARE STATE; The Political Economy of Public Pensions, Little, Brown

Chris Phillipson, 1982, CAPITALISM AND THE CONSTRUCTION OF OLD AGE, Macmillan

Elizabeth Warren & Amelia Warren Tyagi, 2003, The TWO-INCOME TRAP; Why Middle-Class Parents are Going Broke, Basic Books

